

Title	貸方区分議論の整理と検討
Sub Title	Discussions how to classify the items entered in balance sheet's credit
Author	木村, 太一(Kimura, Taichi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2016
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.59, No.5 (2016. 12) ,p.75- 86
JaLC DOI	
Abstract	貸借対照表の貸方を如何に区分するかという問題は、会計基準の設定に際して紆余曲折を要した問題であり、更に亦、現在においても決着を見ていない(そしてこれからも見ることはないであろう)問題である。 本稿では、 先ずFASBとIASBにてこれまで為された議論をごく簡単に整理する。そして、この問題の紆余曲折の原因を探る。そしてその原因の一端を担っているのは、会計に携わる者が少なからず持っているある種の「負債らしさ」や「資本らしさ」ではないかと考える。 一方、そうした「らしさ」を表現するのに、使用している仕組は貸方二区分という仕組である。ところが、この貸方二区分という仕組は、そうした「らしさ」を表現するためのものではなく、利益計算を行うための仕組であることを主張する。 最後に、「らしさ」を表現しようとする情報開示の観点と、その表現のための仕組をもたらし利益計算の観点とが相克の関係になっており、その相克に折り合いがつかない限り、この議論の収束は極めて困難であると指摘する。 How the items entered in balance sheet's credit should be classified? Accounting standard setters : FASB and IASB for examples, have been discussing the problem for many years and haven't reached a compromise yet. This paper arranges their discussions and points out the reason why the problem is complex. We have some sort of prototypes of liability and equity in mind, but we can't express them perfectly on balance sheet as long as we calculate income with double entry bookkeeping. This paper points it out that the conflict between expressing the prototypes and calculating income has made the problem complicated.
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20161200-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貸方区分議論¹の整理と検討

Discussions how to classify the items entered in balance sheet's credit.

木村 太一(Taichi Kimura)

貸借対照表の貸方を如何に区分するかという問題は、会計基準の設定に際して紆余曲折を要した問題であり、更に亦、現在においても決着を見ていない（そしてこれからも見ることもないであろう）問題である。

本稿では、先ず FASB と IASB にてこれまで為された議論をごく簡単に整理する。そして、この問題の紆余曲折の原因を探る。そしてその原因の一端を担っているのは、会計に携わる者が少なからず持っているある種の「負債らしさ」や「資本らしさ」ではないかと考える。

一方、そうした「らしさ」を表現するのに、使用している仕組は貸方二区分という仕組である。ところが、この貸方二区分という仕組は、そうした「らしさ」を表現するためのものではなく、利益計算を行うための仕組であることを主張する。

最後に、「らしさ」を表現しようとする情報開示の観点と、その表現のための仕組をもたらした利益計算の観点とが相克の関係になっており、その相克に折り合いがつかない限り、この議論の収束は極めて困難であると指摘する。

How the items entered in balance sheet's credit should be classified? Accounting standard setters —FASB and IASB for examples, have been discussing the problem for many years and haven't reached a compromise yet.

This paper arranges their discussions and points out the reason why the problem is complex.

We have some sort of prototypes of liability and equity in mind, but we can't express them perfectly on balance sheet as long as we calculate income with double entry bookkeeping.

This paper points it out that the conflict between expressing the prototypes and calculating income has made the problem complicated.

研究ノート

貸方区分議論¹⁾の整理と検討

木村 太一

<要 約>

貸借対照表の貸方を如何に区分するかという問題は、会計基準の設定に際して紆余曲折を要した問題であり、更に亦、現在においても決着を見ていない（そしてこれからも見ることはないであろう）問題である。

本稿では、先ず FASB と IASB にてこれまで為された議論をごく簡単に整理する。そして、この問題の紆余曲折の原因を探る。そしてその原因の一端を担っているのは、会計に携わる者が少なからず持っているある種の「負債らしさ」や「資本らしさ」ではないかと考える。

一方、そうした「らしさ」を表現するのに、使用している仕組は貸方二区分という仕組である。ところが、この貸方二区分という仕組は、そうした「らしさ」を表現するためのものではなく、利益計算を行うための仕組であることを主張する。

最後に、「らしさ」を表現しようとする情報開示の観点と、その表現のための仕組をもたらし利益計算の観点とが相克の関係になっており、その相克に折り合いがつかない限り、この議論の収束は極めて困難であると指摘する。

<キーワード>

負債らしさ、資本らしさ、利益計算と貸方二区分

1. 議論の経緯

これまで、米国の財務会計基準審議会（以下、「FASB」）、及び国際会計基準審議会（以下、「IASB」²⁾）という2つの会計基準設定団体が、貸

借対照表の貸方を如何に区分するかという問題の解決に取り組んできた。しかし、両団体の結論は幾度となく転回し、更に亦、未だに1つの結論を導くことはできていない。

この節では、これまで両団体が為してきた議論の経緯を本稿が扱う論点に関する限りで簡潔に纏めていく。³⁾

- 1) 貸方二区分が前提となっている場合、「負債と資本」の区分と言うか、「負債と持分」の区分と言うか表現の分かれるところかと思う。本稿では二区分の場合「負債と資本」という表現を用い、貸方全体を「持分」と表現している。
- 2) IASB は2001年に国際会計基準委員会（以下、IASC）が組織改編したものである。本稿では、

ⅴ IASC 時代の文献も取扱うが、それらも含めて「IASB の考え」として表現している。

- 3) 主に、池田 [2015]、川村 [2004]、徳賀 [2014] に依拠した。尚、本文でも述べたが、本稿では FASB と IASB とが為した議論のうち、本稿の関心のある部分だけを簡潔に掬い取って

(1) 両団体の公表物

ここでは、いつどの団体がどのような基準等⁴⁾を公表していたかを整理しておく。実は貸方区分の議論については両団体が出した結論が次々と転回しているだけでなく、あるときは両団体が独立して議論をしたり、またあるときは協力して議論をしたり、剩え同じ団体が同時期に結論の異なる基準等を公表していたりする。そこで、こうした整理をしておくことで、本稿での議論を展開していく上で分かり易さに繋がると考えた次第である。

先ず FASB 側の流れを押える。FASB では負債と資本の定義が概念フレームワーク (FASB⁵⁾ [1985] (SFAC 6 号)) において定められていた。それに加えて、会計基準のレベルで負債と資本の取扱を定めるという試みが為された。その成果が FASB [2003] (SFAS150号)⁶⁾ である。当該文書が公表された後も FASB は議論を続け、これに IASB が合流する。その後は共同で議論を行うためにこの問題に関する共同プロジェクトが発足され、FASB [2007] (= IASB [2008b]) が公表される。しかし結論は終息せず、その後様々な案が出され、最終的に当該共同プロジェクトは頓挫してしまう。

一方、IASB 側の流れは次の通りである。こちらにも負債と資本の定義が『財務諸表の作成表示のためのフレームワーク』(IASB [1989]) にて定

められていた。これに加えて、会計基準のレベルで負債と資本の取扱が定められ (IASB [1995] (IAS32号))、その後改定される。それが IASB [2003] (改定 IAS32号) である。その後前述の通り、FASB の議論に合流し2008年には文書が公表される。ところがこれと同時期に先の基準の再改定が為され IASB [2008a] (再改定 IAS32号) が公表されることとなる。そして先述の通り、共同プロジェクトは頓挫する。

要するに両団体とも概念フレームワークにて負債と資本の定義を定めつつ、会計基準で負債と資本の取扱を定めていた⁷⁾。そして、ある時点から共同で議論しようとプロジェクトが発足したものの紆余曲折の末頓挫した。これが非常に大雑把な流れと言える。

(2) 提示された考え方

とりあえず以上の整理で、取上げる文書がどの団体からどういった流れで公表されたのかが多少は掴み易くなったのではないかと思う。先の整理にて述べた大雑把な流れを今一度確認すると、両団体とも概念フレームワークにて負債と資本の定義を定めつつ、会計基準で負債と資本の取扱を定めており、そしてある時点から共同で議論しようとプロジェクトを発足させたものの頓挫したという流れであった。

この流れを汲んで、以下では、①各団体の概念フレームワークにおける考え方、②共同プロジェクト発足前の各団体の会計基準における考え方、そして③共同プロジェクトにおける考え方に分けて、各文書にて示された一応の結論、考え方を見ていこうと思う。若干上記で紹介しなかった文書もあるが、それらについては適宜解説をする。

① 各団体の概念フレームワークにおける考え方

先にも見た通り、両団体とも概念フレームワークを公表している。どちらの概念フレームワークもこれまでに改定が為されているものの、負債と

4) いる。そのため、両団体が為した議論の詳細な経緯に興味がある読者は上記の文献を参照されたい。

4) ここで基準等としたのは、会計基準と概念フレームワーク合わせたものを表現せんがためである。概念フレームワークは会計基準ではないが、基準設定団体の基本的な考えが文章化され公表されたものという意味で、一括りにしている。

5) FASB [1982] (SFAC 3 号)、第28項、第44項参照。及び FASB [1985] (SFAC 6 号)、第35項、第49項参照。尚、FASB [1985] (SFAC 6 号) は FASB [1982] (SFAC 3 号) の改定である。但し、ここで議論の対象としている負債と資本の定義に関しては特段の差異は見受けられない。

6) この FASB [2003] (SFAS150号) が基準として結実するまでに公表されたのが、FASB [1990] と FASB [2000] である。

7) 概念フレームワークは考え方の大枠を示すものであるから、概念フレームワークが公表された上で会計基準が公表されること自体は勿論何らの問題もない。

資本の定義についてはさしたる変更はない。代表例として、FASB [1985] (SFAC 6号) の定義を見てみよう。

負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生可能性の⁸⁾高い将来の経済的便益の犠牲である。

持分または純資産 (= 資本) とは、負債を控除した後に残るある実体の資産に対する残余請求権⁹⁾である。

この定義では、経済的便益の犠牲を伴う義務を以て負債とされ、資本は資産と負債の差額として計算されるものとなる。

② 共同プロジェクト発足前の各団体の会計基準における考え方

i) 各基準の考え方の前に——証券市場の発達と証券を巡る多様化——

各基準の考え方を述べる前に証券市場の発達に伴う証券を巡る多様化について整理しておきたい。私は証券市場の発達に伴い、証券に関して2つ多様化が起きていると考えている。

ところで、我々は普段表1の様な特徴を持つ証¹⁰⁾券を以て、当該証券を社債や、株式と呼んでいる。

ところが周知の通り、金融商品や金融派生商品の開発が進んでくると、いわばセットだった上記

の性質がバラバラにされ、組替えて1つの証券としたり、全ての性質を揃えずに1つの証券としたりするようになる。つまり証券自体の種類が多様化する。これが、証券を巡る多様化の1つと言える。

更にもう1つ証券を巡る多様化と言えるのが目的的多様化である。通常株式と言えば、基本的に資金調達のために企業が発行すると考えられるが、自社株式を以て財及び用役を取得する際の対価にする様な場合も存在する様になってきた。従来の資金調達を目的とした発行に加えて、決済を目的とした発行が出現した。これが目的的多様化である。

下記で取上げる基準は主にこうした2つの多様化に対する対応と言える。

ii) SFAS150号「負債と資本の両方の特徴を持つ金融商品の会計」(FASB [2003])

さて、上記の様な証券を巡る多様化に対して、米国では負債と資本の両方の特徴を持つ (と少なくとも FASB が考える¹¹⁾) 金融商品についての議論も為されるようになる。それが結実したのが、先に挙げた FASB [2003] (SFAS150号) である。

この文書では主として次の金融商品についての取扱が検討されている。

イ) 償還義務のある株式

ロ) 売建プットオプション

ハ) 交付株式数の変動する報告企業の自社株式による決済義務

これらについて、イ) とロ) は負債として取扱われ、ハ) については一部が負債、一部が資本と

表1 一般に株式や社債と呼ばれる証券の特徴

	株式	社債
企業の成果に対する権利	配当請求権	利息請求権
解散時の権利	社債・その他の債権に対して劣後的	株式に対して優先的
経営参加権	あり	なし
償還	なし	あり

8) FASB [1985], 第35項。

9) 同前, 第49項。尚, 括弧書きは引用者。

10) 下記の表については、徳賀 [2014], 283頁を参考にした。

11) 正確に言えば、証券の多様化の要因である金融商品の複雑化に伴って、金融商品全般についての議論が開始され、負債と資本の議論はその一環として行われた。

して取扱われる。¹²⁾

ここで確認したいのは、概念フレームワークの考えをそのまま基準に投影させたならば、ハ)は資本として取扱われると考えられるが、実際の基準では、ハ)の一部が負債として取扱われている点である。¹⁴⁾後でも触れるが、これについてやはりある金融商品を資本として取扱うからには、当該金融商品の発行に伴って所有関係を構築することが必要だという、いわば「資本らしさ」を基準に反映させた結果と言える。

ii) IAS32号「金融商品：開示と表示」(IASC [1995]) 及び改定 IAS32号 (IASB [2003])

次に IASB 側であるがこちらもあまり事情は変わらない。金融商品の発達に伴ってこちらも IAS32号が改定される。¹⁵⁾結論も先の FASB [2003]

12) ハ) については、貨幣的価値が

- (a) あらかじめ一定額に固定されている
- 或いは (b) 自社株式の公正価値以外の指数等の変動に基づいている
- 或いは (c) 自社株式の公正価値変動とは反対方向に変動する

ものが負債として取扱われる (FASB [2003], 第9-12項参照。)

13) 自己株式にはこれを資産として取扱う考え方 (或いはもう少し限定して、現金として取扱う考え方) と、資本の控除として取扱う考え方がある。前者の資産説に立ちながら概念フレームワークの考え方を投影した場合には、ハ) も亦、負債として取扱われることになる。しかし本稿では、一旦、後者の資本控除説を採ろうと思う。これは主に現行の会計実践上、資本控除説で一応の収束を見ていることが理由である。但し、本文でも述べた通り、証券については決済を目的とする発行も出現してきている。証券発行の目的の多様化の観点からは、資産説 (特に現金としての取扱) は今一度の検討が必要かと考えている。

14) イ) とハ) については、経済的便益の犠牲を伴う義務を以て負債とするという概念フレームワークの考え方を、そのまま基準に反映させている。

15) IASC [1995] (IAS32号) では、「当時既に普及していた実務であった、自社株式を基礎としたデリバティブや複合金融商品についての指針を提示していなかった」(徳賀 [2014], 286頁) とされる。尚、この基準では、「経済的義務であり、その決済において資産の引渡しサービス

(SFAS150号) と軌を一にしている。即ち、経済的便益の犠牲を伴う義務を以て負債として取扱いつつ、自社株式を以て決済が為される義務についても一部これを負債として取扱うというものである。¹⁶⁾

従って、i) で見たイ) 及びロ) はこちらでも負債として取扱われ、ハ) については一部が負債、一部が資本として取扱われる。

③ 共同プロジェクトにおける考え方

これまでの基準では、経済的便益の犠牲を伴う義務を以て負債として取扱い、これに加えて、自己株式を以て決済が為される義務の一部についても負債として取扱うというのが基本的であった。しかし、共同プロジェクトにおいては、こうした考え方とはまるで異なる考え方が示される。それは、「最劣後の請求権を有する金融商品を持分 (= 資本) とし、それ以外の請求権を有する金融商品を負債とする」¹⁷⁾ 考え方である。

稚拙な言い方だがこれだとほとんどのものが負債として取扱われる。これについてはとても批判が強かった。特に

- ニ) 優先株式の様に支払義務を持たないものが負債として取扱われていること
- ホ) 協同組合出資金やパートナーシップ等の

スの提供が行われるという負債の特徴を満たさないものは自動的に資本」(同前書、同前頁。)としており、概念フレームワークの考えをそのまま反映させていた。

16) 正確に言えば、以下の (a) と (b) の2つの条件を両方満たした金融商品が、資本として取扱われる (IASB [2003], 第16項参照。)

- (a) 契約上の現金その他の資産を提供する義務、または発行者に潜在的に不利な条件で資産や負債の交換を行う義務を持たない。
- (b) 自社株式で決済される、またはその可能性がある場合、(i) 報告企業が可変数の自己株式を引渡し契約上の義務を含んでいない非デリバティブ、または(ii) 固定額の現金その他の金融資産を一定数の自己株式と交換することによってのみ決済されるデリバティブの何れかである。

17) 池田 [2015], 117頁。括弧書きは引用者。尚、池田はこの部分を FASB [2007] (= IASB [2008b]), 第18項, 19項, 及び27項を参考に記している。

権益 (interest) が負債となること
 に対しての批判があった。¹⁸⁾

この批判に応えるために別の考え方が提示される。それは、「劣後的で、清算、破産、分配、取引への関与や企業活動等への参加の中止、または株主等の退出によらなければ支払義務を負わない」金融商品¹⁹⁾を資本とする考え方であり、この考え方に依れば、上記のイ)とロ)は共に資本に分類される。

しかし、これでも議論は収束することはなかった。この考え方ではヘ)ストック・オプションが負債になってしまうのである。そこで、ストック・オプションを資本に入れられる様に上記の考え方を少し変更した考え方が提示される。ところが、変更前の考えを押す FASB と変更後の考えを押す IASB で意見が対立しこの考え方は頓挫してしまうことになる。²⁰⁾

2. 議論混迷の原因

以上がこれまで基準設定団体が為してきた議論をごく大掴みに取出したものである。勿論他にも様々な考えが乱立し、先述の通り今尚議論は決着を見てはいない。しかし、本稿の目的は如何に議論が混迷したか (或いはしているか) を伝えることではない。以上で当面の議論で必要な部分は取出せたとと言える。

では貸方区分の議論はなぜここまで混迷したのか、いよいよこれを考える。これについて池田は主に①概念フレームワークの定義に反する意見が出される点、及び②二区分を前提とすると玉虫色の決着があり得ない点の2点を指摘する。²¹⁾²²⁾

先ず①であるが、素朴に考えれば概念フレームワークで負債と資本の定義が為されているのなら、それを素直に反映した基準を作ればよい。寧ろそうしないと、他の会計基準との整合性が取れなくなってしまう虞がある。しかし、概念フレームワークを機械的に適用してしまうと、イ)償還義務のある株式が負債として、ハ)自社株式を以て決済する義務が資本として取扱われることになるのは、先にも確認した通りである。そうになったらそうなったで構わない、その様に思う人間が議論を収束させるほど多数ではない。

次に②であるが、具体的にどのような金融商品が玉虫色の決着を要求しただろうか。池田はニ)償還義務のない優先株式、ホ)協同組合出資金といった権益、そしてヘ)ストック・オプションを挙げている。こうした金融商品については、一度は1つの考えから負債として取扱われることが決定されたものの、提示された考えが棄却されてしまった。

この池田の指摘を踏まえてもう少し考えてみる。こうして議論を眺めてみると、議論が紆余曲折したその原因は、負債と資本に関する考え方についての意見が食い違ったことによるものではないと私は考える。そうではなく寧ろ、負債と資本の考え方にはある程度コンセンサスが得られている様に感じられる。

先述の通り、概念フレームワークを機械的に適用すると、イ)償還義務のある株式が負債として、ハ)自社株式を以て決済する義務が資本として取扱われる。これに対して批判が起きた。そしてハ)自社株式を以て決済する義務は、その例外を作る様な会計基準が設定されることになる。これは先にも触れたが、ある金融商品を資本として取扱うからには、当該金融商品の発行に伴って所有関係を構築することが必要だという、いわば会計

18) FASB [2008], 第2項参照。及び池田 [2015], 117頁参照。尚、この他、連結財務諸表において子会社における最劣後請求権が連結上の資本に算入されることについてもコメントが為されている。

19) 池田 [2015], 120頁。尚、これは FASB [2009], 第4項及び7項を参照している。

20) この部分の経緯については、池田 [2015], 119-121頁参照。

21) 池田同前稿, 136-138頁参照。

22) 正確に言うと、池田 [2015] では混迷の原因を

「を「理論的理由」と「政治的理由」とに分けて論じている。本文で議論の対象としているのは前者の理論的理由である。尚、政治的理由としては利害の対立やIASBの組織的な問題が指摘されている (池田 [2015], 138-140頁参照。)。こう書いてしまうと大した指摘でなさそうに読めてしまうが、各々大変詳細に論じられていて特に前者は興味深い内容になっている。

に携わる者達の頭にある「資本らしさ」を今一つ捨て切れなかった結果と言える。概念フレームワークを破ってでも捨て切れない「資本らしさ」があるのだろう。

また、二) 償還義務のない優先株式やホ) 協同組合出資金といった權益に至っては、これらが資本として取扱われる様に提示する考え方が変更された。二) 償還義務のない優先株式については将来におけるキャッシュ・アウトフローが存在しないことが、当該株式が負債として取扱われることへの主な反対であった。²³⁾これはいわば、「負債らしからぬ」金融商品が負債として取扱われることへの反対かと考えられる。逆に、ホ) 協同組合出資金といった權益については、所有関係の構築が為されているにも拘らずこれが負債として扱われる、いわば「資本らしい」金融商品が負債として扱われることへの反対かと思われる。

この様に見ていくと、将来キャッシュ・アウトフローの存在に「負債らしさ」を、そして所有関係の構築に「資本らしさ」を感じとっているのではないだろうか。²⁴⁾そして、この将来キャッシュ・アウトフローの存在と所有関係の構築は、決して二律背反ではない²⁵⁾(池田の言う、「玉虫色の決着」を要する金融商品が出てきてしまう)。だからこそ、これら「負債らしさ」と「資本らしさ」を反映させる様に負債と資本の区分を行うと、一方が立って他方が立たずという状況に陥ってしまう。そしてその状況を、それはそれで仕方ないかで済ますことができない程、これら「負債らしさ」と「資本らしさ」が強烈に頭にある。だいたい稚拙な物言いだが、これが実状にあった混迷の解釈なのではないだろうか。

そうだとしたら、どうしたら良いか。池田の言う「玉虫色の決着」を見られる様にすれば良いの

ではないだろうか。つまり現行の貸方二区分は「負債らしさ」や「資本らしさ」を上手く表現し切るには、少し窮屈過ぎる仕組みと言える。そうであるならば、その二区分の前提を崩してしまえば良い。しかし、それはできない。なぜか。その理由を本稿では利益計算の観点に求めたい。利益計算は貸方二区分を前提としており、それ故、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張がある。本稿では、私もこの主張に賛成しようと思う。それでは次に利益計算との関係でこの貸方区分を検討しよう。

3. 利益計算と貸方区分

利益計算と貸方区分の関係は、先に挙げた貸方区分に関する先行研究でも必ず触れられている。但し、利益計算を行う場合には貸方は必ず二区分になるのか、そして(仮に必ず二区分になるという結論だったとしても)それはなぜかについては主張が収束してはいない。但し、その根拠はともあれ、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張はかなりの程度同意の得られているところではないかと見受けられる。先にも述べたが、本稿では、私もこの「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張に賛成したい。そこで、当該主張の根拠を検討しよう。

(1) 利益計算を前提としたら貸方は必ず二区分か

① 二区分になる論拠(その1)

金融商品を発行し、当該発行を表現する様に何らかの貸方項目が計上される。このとき、当該金融商品の時価変動(社債や売建オプションの時価変動)や、或いは当該金融商品の消滅(債務免除やオプションの行使、株式の無償取得等)を会計上表現する場合には、それら金融商品を表現していた貸方項目が増減することになる。こうした持分の変動に伴う差額(以下、「持分変動差額」)をどの様に取扱うかが問題となる。即ち複式簿記を用いて利益計算を行うことを前提とすると、こうした持分変動差額(を生じさせた取引)を利益計算に算入させるか(損益取引と見るか)、はたまた利益計算から排除するか(資本取引と見るか)

23) FASB [2008], 第4項参照。

24) ヘ) スtock・オプションだけは、これを負債として取扱おうとしたFASBと資本として取扱おうとしたIASBとの間に意見の対立があったことから、この項目をどの様に見るか自体に争いのある項目であると考えられる。

25) 勿論、将来キャッシュ・アウトフローの存在と所有関係の構築という性質の何れも満たさない金融商品も想定される。

を決する必要がある。²⁶⁾

そしてこのとき、当該持分変動が資本取引か損益取引かのどちらとして取扱われるかは、当該持分変動を生じさせた持分の貸借対照表貸方での取扱に起因する。例えば、現行の基準では、負債として取扱われている社債はその返済が免除された場合には、当該返済の免除は損益取引として考えられ、当該持分変動差額は利益として取扱われている。これは社債が負債として取扱われていることに起因する。一方、自社株式の無償譲渡を受けた場合はどうか。自社株式の無償譲渡は損益取引か資本取引かという以前に会計上の取引としては捉えられてはいないとも考えられる。しかし、自社株式の無償譲渡は資本取引として考えられ、当該持分変動差額は資本修正として取扱われている²⁷⁾とも考えられる。この様に考えると、自社株式の無償譲渡においては、自社株式の資本としての取扱が当該無償譲渡時に生じた持分変動差額の取扱を決定していると言える。

以上のことから次の様に言うことができる。利益を計算する以上は、持分変動差額を利益計算に算入させるか、はたまた利益計算から排除するかのいずれかを決する必要がある。そして当該持分変動が資本取引か損益取引かのどちらとして取扱われるかは、当該持分変動を生じさせた持分の貸借対照表貸方での取扱に起因する。持分変動差額の取扱が利益算入又は資本算入以外の第三の取扱がない以上、貸方区分も第三区分目というものを想定することはできない。逆に持分変動差額の取扱を決定しないという選択も亦ない以上、貸方区

分を取払うということも想定しかねる。これが同主張の論拠である。

短く纏めれば、利益計算において持分変動差額の取扱が二択である以上、それを生じさせた持分の貸借対照表貸方での取扱も二択になり、だからこそ、利益計算を行う以上、貸方の区分は二区分になる、ということになるだろう。

② 二区分の論拠（その2）

他の論拠として挙げられるのは発行した金融商品から生じる配当や利息の支払の取扱である。即ち当該配当や利息の支払を会計上、費用として取扱うか、はたまた利益分配として取扱うかを決する必要がある。そしてこの取扱が、当該配当や利息の支払をもたらし金融商品の貸借対照表貸方での取扱によって決せられると考えられるのである。そして利益の計算上、配当や利息の支払は費用か利益分配かの二択である以上、それらをもたらし金融商品の貸方での取扱も二択だろうという論拠である。

しかし、こちらは事実上先の持分変動差額を損益取引として取扱うか資本取引として取扱うかという話と変わらない。なぜなら配当や利息の支払は、それらをもたらし金融商品の（持分計算上の）増価分を払戻や償還したものであると考えられるからである。²⁸⁾

借入金の複利計算が分かり易い。複利計算は利息に利息がつくという考え方である。なぜ利息に利息がつくかと言えば、一定期間が経過し利息が生じたが、当該利息を支払わなかった、つまり当該利息分を追加借入れしたと考えているからだろう。²⁹⁾利息が生じるごとに当該利息の支払をしていけば利息に利息はつかず、利息額は当初の元本に約定利率を乗じた金額で一定となる。これが単利

26) つまり、持分変動に伴ってその変動額が記帳される際、貸借複記の関係上、何がしかの相手勘定を記帳する必要がある。貸借対照表と損益計算書というのは、決算整理後残高試算表を2つに分けたものなのだから、当該持分変動の相手勘定を試算表分割の際に貸借対照表側と損益計算書側のどちらに帰属させるか（損益勘定とするか残高勘定とするか）を決しない限り当該分割が成され得ないことになってしまう。

27) 即ち、無償譲渡した持分権者に帰属する持分の減少記録（借方記入）と、他の持分権者に帰属する持分の増加記録（貸方記入）が同時に同額で為され、それらが相殺されていると見ると言うことである。

28) 基本的な発想は笠井[2005]から得た。

29) 第Ⅰ期首に100の借入金を年利10%で借入れた場合で利息の支払を行わなければ、借入金は100→110→121と増価する。これは、第Ⅰ期に付された利息によってさらに増価した分（10）に対しても10%の利息が付された結果と言える。これを会計上表現すれば

第Ⅰ期末：（借）支払利息10 （貸）借入金10

第Ⅱ期末：（借）支払利息21 （貸）借入金21

となる。

である。³⁰⁾ 即ち、利息の発生は同時に借入金の増価をもたらす。そして利息の支払は、増価した借入金の一部返済に他ならない。これは、社債であっても事情は同じである。

では株式はどうだろう。株式の場合、利益計算の結果が損益勘定に纏められ、利益に相当する金額が損益勘定から資本金勘定へ振替えられることによって株主持分を増価させる。増価した株主持分の一部払戻が配当と考えられる点は先の借入金や社債と変わることはないが、それに先立つ増価の計算が利益計算を不可欠としている。ここには大切な問題が潜んでいる気がしてならないが、一旦話を纏めよう。

配当や利息の支払の前には、それをもたらす金融商品の増価がある。先にも述べた通り、配当や利息の支払は最早金融商品の払戻或いは償還である。従って勝負どころは、支払に先立つ金融商品の増価、即ち持分変動差額をどの様に扱うかという局面に帰着する。但し、当該金融商品の増価額が、利益計算とは独立に決まるものと、利益計算によってしか決定しないものがあるのである。

これが、「利益計算を行う場合には貸方は二区分になる」という主張の2つ目の根拠である。但し諄い様であるが、こちらの根拠は先の1つ目の根拠を基にしているものに過ぎない、というのが私の考えである。

③ 二区分以外の主張

——会計主体論の考え——

利益計算を行うことを想定しても、尚、二区分ではないかもしれない。これについて、以下の川村の主張に注目したい。

企業主体説において企業全体に帰属する利益を計算する場合であれば、特に利益計算の観点から負債と資本とを区分する必要性は乏しいと考えられる。逆にいえば、資本主説であれ企業主体説であれ、所有主持分などの特定の持分に帰属する利益を計算するためには、当該持分を他と区分することが前提となり、その最も一般的な区分形態が負債と資本の区分³¹⁾であると理解することができる。

この主張において川村は、利益計算を行う場合でも貸方区分が不要になる可能性があることを示唆している。そしてこの主張において川村は、会計主体論の如何に関わらず、「特定の持分に帰属する利益を計算する」か否かという点に貸方二区分が必要か否かを考える際の重心を置いている。

先ず興味深いのが、川村が「企業主体説においても、貸借対照表の貸方区分と利益計算とを切り離し、資本主説と同様、所有主持分³²⁾に帰属する利益を計算する説が考えられる」としているところである。つまり企業主体説に立った場合でも、利益が所有主持分に帰属するものとして捉えることの余地を残している。この余地について、私は少なくとも本稿では反対したい。³³⁾

31) 川村 [2004], 81頁。

32) 同前稿, 80-81頁。

33) 会計主体論について川村は「会計を誰の観点から行うかという「企業観」に関する理論」(同前稿, 78頁。)としている。私もこの意見に賛成である。但し、私は「誰の観点から会計を行うか」と「誰のために会計を行うか」は別問題なのではないかと考えている。

つまり、企業それ自体の観点から(もう少し現実味のある表現を採れば、経営者の観点から)株主のために会計を行うと想定しても良いのではないかと考えている。この場合、企業主体説を会計主体論として採りつつ、所有主持分に帰属する利益の計算を想定することができるのではないかと考えている。

但し、この場合(つまり、株主のために会計を行うと言った時点で)、それはもう企業主体説ではないのではないかと、とも考えられる。その様に考える場合には、会計主体論は「会計を誰のために行うかという「企業観」に関する理論」ということになるのかもしれない。

30) 第Ⅰ期首に100の借入金を年利10%で借入れた場合で毎年利息の支払を行えば、借入金は100のままである。但しこれは、各期に第Ⅰ期に付された利息により増加した分(10)を毎回返済しているためと言える。これを会計上表現すれば、

第Ⅰ期末：(借) 支払利息10	(貸) 借入金10
(借) 借入金 10	(貸) 現金 10
第Ⅱ期末：(借) 支払利息10	(貸) 借入金10
(借) 借入金 10	(貸) 現金 10

となる。

表2 会計主体論と利害関係者への支払

	費用として捉えられるもの	利益の分配として捉えられるもの
資本主説・代理人説	経営者に対する報酬・債権者に対する利息・従業員に対する給与	株主に対する配当
企業主体説	株主に対する配当・経営者に対する報酬・債権者に対する利息・従業員に対する給与	
企業体説		株主に対する配当・経営者に対する報酬・債権者に対する利息・従業員に対する給与

出所：友岡 [2012]，115頁。

註33でも触れたが会計主体論は「会計を誰の観点から行うかという「企業観」に関する理論」である。そして企業主体説は、会計の主体を、即ち「会計をおこなう際のさまざまな判断、その最終的なよりどころを企業それ自体の観点に求めようとするもの」と言えるだろう。この場合の「企業観」は「企業は資本主のものではない」と考えるのは勿論のこと、「企業はだれのものでもない、あるいは（あえていえば）、企業は企業それ自体のもの」と考えていると言える。そうであるならば、利益も亦、誰のものでもない、強いて言えば企業自体のものということになる。少なくとも、利益計算に関して所有者持分に帰属する利益を計算することを、企業主体説に立ちながら擁護することは難しいと考えられる（註33とは言っていることが違う気もするが。）。

しかし、そうだとすると尚のこと、企業主体説に立った場合には「特定の持分に帰属する利益を計算する」ことはなく、それ故、この説に立った場合には「特に利益計算の観点から負債と資本とを区分する必要性は乏しいと考えられる」だろう。ここまで来ると、川村の先の主張とはかけ離れてくる。そこで当該川村の主張とは別に、企業主体説に立った場合には、「利益計算を行うならば貸方は必ず二区分である」とは言えないのではないかという反論が想定できる。これに応答できるだろうか。

企業観が会計上の判断を左右する例として、友岡は、「さまざまな利害関係者に対する種々の支払を…〔収益－費用＝利益〕という算式において＝の左側に位置づけるか、それとも右側に位置づけるか、の判断」³⁷⁾を挙げている。そして、企業主体説も含めて表2の様に纏めている。

そして次の様に述べている。

資本主説や代理人説においては株主に対する配当だけが利益の分配として捉えられ、企業主体説においては利益の分配として捉えられるものは一つもなく、企業体説においてはすべてが利益の分配として捉えられる。³⁸⁾

そしてこの考えに則れば、企業主体説においては「特定の持分に帰属する利益」と表現するところの「特定の持分」がない、正確には空集合だと言える。つまり、利益の計算を想定した場合には、持分全体は、利益の帰属先たる「特定の持分」と「そうでない持分」に分けられる。資本主説（或いは代理人説）においては、この利益の帰属先たる「特定の持分」を株主持分が構成している。そして企業主体説においては、この利益の帰属先たる「特定の持分」を構成する持分が想定されず（つまり空集合）、反対に企業体説では当該「特定の持分」が全ての持分で構成されていると言えるのではないかと考えている。

「特定の持分」それ自体を想定するか否かと、

34) 友岡 [2012]，112-113頁。

35) 同前書，113頁。

36) 同前書，同頁。

37) 同前書，115頁。

38) 同前書，116頁。

それを構成する持分に何を想定するかは別の次元である。それ故企業主体説であっても「特定の持分」という考え方それ自体がなくなってしまうのではなく、あくまで「特定の持分」という考え方を想定しつつ、それを構成する持分が存在しないという想定することは、決して矛盾するものではないと考えるのである。³⁹⁾

貸方区分に話を戻すのならば、企業主体説に立った場合でも（或いは企業体説に立った場合でも）見かけは一区分（或いは無区分）だが、それは貸方二区分が想定された上で、片方の区分が空集合になっているとも考えられる。

貸方二区分はあくまで利益計算の前提であり、貸方が二区分されることから直ちに持分全体を利益の帰属先たる「特定の持分」と「そうでない持分」に区分するという考え方に繋がるわけではない。しかし、少なくとも、会計主体論を持出してみたところで、「利益計算を行うならば貸方は必ず二区分である」という主張を崩すことはできないと考えられる。

（2）利益計算の観点からの貸方区分

利益計算を行う場合、貸方は必ず二区分になる。本稿では私もこの意見に賛成したい。先に、貸方二区分は「負債らしさ」や「資本らしさ」を上手く表現し切るには少し窮屈過ぎる仕組といった旨の主張をしたが、それはそもそもこの仕組が利益計算を行うための仕組であり、それら「らしさ」⁴⁰⁾を表現するための仕組ではないからと言える。

貸方区分の議論をする際には、請求権の優先劣後関係や所有関係の有無といった情報を示すという観点（以下、「情報開示の観点」）と、利益計算

の観点という2つの観点が大きく取上げられている。⁴¹⁾先からの「負債らしさ」や「資本らしさ」を如何に表現するかは、前者の情報開示の観点からの区分であると考えられる。勿論、基準設定に当たって後者の観点が無視されてきたとは言わないが、両観点は、等価或いはやや情報開示の観点に重点を当てて議論されてきたように見受けられる。

私は後者の利益計算の観点をかなり重視してこの議論を進めても良いのではないかと考えている。本稿では、利益計算を行う場合、貸方が必ず二区分になると考えた。勿論、利益計算のための仕組である貸方二区分を、他の目的のために使用してはならない必然はない。しかし、利益計算のための仕組なのだから、利益計算という目的に適った区分をするのが自然ではないかとも考えられる。

しかしそれを認めたとしても、利益計算の観点から貸方を如何に区分したら良いかの答えを引き出すことはとても難しい。寧ろ、利益計算と貸方区分の関係は、為された貸方区分に従って損益取引と資本取引の区分が決められるという「仕組」の問題であって、そもそもの貸方区分を如何にするかについては中立的な話と言える。会計主体論で論じたときに出した、利益の帰属先たる「特定の持分」と「そうでない持分」という考え方を持つてきても、「特定の持分」に何を入れるかについては、理屈ではない価値判断の決する世界と言える。

しかし、誰のために利益計算を行うかを決め、その「誰」に相当する持分権者の持分を以て「特定の持分」とすることは意味のある話だと考えられる。⁴²⁾その点では、我が国の「株主持分」という

39) 反対に企業体説であれば、「特定の持分」という考え方を想定しつつ、それを構成する持分が全ての持分であると想定する。今度は「そうでない持分」の方が空集合になるが、だからと言って「そうでない持分」という考え方がなくなってしまうというわけではない。こちらの方が理解を得られ易いかもしれない。

40) 勿論、貸方二区分がそうした「らしさ」を表現するための仕組ではないからと言って、それら「らしさ」を上手く表現し切れないことが、必至であるとまで言うつもりはない。

41) 徳賀 [2014] においては、「情報次元での区分」、「期間損益計算との関係の次元での区分」とされ、それぞれの次元における貸方区分上の論点が取上げられている（主として同書、299頁-306頁。）。また、川村 [2004] では、FASB [1990] に倣って、「請求権の優先劣後関係の表示目的」と「利益計算の目的」の2つの目的から区分問題を考察している（主として前者は同稿、81頁-88頁、後者は同稿、88頁-92頁。）。
42) 因みに、先の仕組の検討において少し触れた、その増価額が利益計算とは独立して決められる金融商品と、利益計算なしでは決められない金融商品が存在するということはもしかしした

区分は、利益計算の観点から、株主のために利益計算を行うという前提の下に為された貸方区分であり、1つの優れた案と言える。^{43) 44)}

4. おわりに

本稿では、貸方区分についての議論をごく簡単に整理した後、議論の混迷の原因を検討した。ここでは「負債らしさ」や「資本らしさ」といった若干稚拙な表現を用いながら、そうした「らしさ」が強烈に会計に携わる者の間で存在すること

ゝら使えるのではないかと考えている。即ち、増価額が利益計算なしでは決められない金融商品を以て「特定の持分」とするのである。利益計算は二区分を不可欠にする。この結論から利益計算の観点から貸方区分のあり様を考えようとしている。そうであるなら、増価額の決定に利益計算が不可欠なものを当該利益の帰属先とするのが良いのではないかと提案である。勿論、そうすべき必然性はない。だからこそ、1つの提案と言える。

43) 但し、この株主資本は純資産の中の独立した一要素になっている。我が国における区分の様相、及びそれを含む計算の仕組は大変複雑と言えるため、あくまで「利益計算の観点から為された区分」として1つの優れた案だと主張するに留めておく。

44) 註43に関連するが、我が国では、その他の包括利益累計額が純資産のうち株主資本以外の項目として存在している。本稿では、その他の包括利益を純利益と包括利益という2つの利益の期間帰属の差の収容先と考え、それ故亦、その累計額を当該差の累積であると一旦考えた。この様に考えると、当該累計額の検討は、本稿で取扱っている貸方区分の問題とは一線を画す話だと考えられる。それ故、本稿では当該累計額について特段の言及を割愛した。但し、我が国の実践及び概念フレームワークにおけるその他の包括利益の性格については、これを2つの利益の期間帰属の差と言い切ることは難しい。特に概念フレームワークのレベルで考えれば、本稿におけるその他の包括利益の性格の理解は不十分であると言えるだろう。それ故、その累計額についての性格も当該差の累積と単純に割り切れるものではないと言える。註43でも若干触れたが、我が国の貸方区分を含む計算の仕組については未だ検討を要する箇所が多くある。これについては別稿にて挑戦したい。

を指摘した。そしてそれぞれの「らしさ」はそこまで各人の間で乖離がないのではないかといったことも述べた。即ち、貸方区分混迷の原因は、「負債らしさ」や「資本らしさ」の違いによる争いではなく、ある程度共通している「負債らしさ」や「資本らしさ」を貸方二区分の仕組の中で如何に表現するかの争いであると述べた。

当該「負債らしさ」や「資本らしさ」は二律背反ではない（反対に、ある金融商品がどちらかの「らしさ」を必ず持っているというわけでもない。）。これに対して、貸方を二区分する仕組で表現しようとしているのだから、一方を立てれば他方が立たず、他方を立てれば一方が立たなくなるのは当然と言える。つまりどんな風に表現したいかと、表現の手段とにズレがある。ではなぜ窮屈に見える二区分という仕組に拘る必要があるのか。その必要性を本稿では利益計算に求めたのだった。

利益計算と貸方区分の関係について、「利益計算を行う場合、貸方は必ず二区分される」という主張について検討し、本稿では賛成した。そして、貸方二区分はいわば利益計算の観点から要請された仕組であり、そうした観点から要請された貸方二区分を、「負債らしさ」や「資本らしさ」を表現しようとする情報開示の観点に当てはめてみても、上手くはいかないのが当然とも言えると主張した。⁴⁵⁾これが本稿の1つの結論である。

そして、そうであるならば、利益計算の観点を重視して貸方区分の議論をより進めていくことも大切であると述べた。そうして為された区分の結果が「負債らしさ」や「資本らしさ」と相克することがあるかもしれない。そうした相克に打ち勝たない限り貸方二区分の仕組の中で、この議論に決着をつけるのはとても難しいではないかと考える。

ところで、本稿で私は「利益計算を行う場合、貸方は必ず二区分される」という主張に賛成し、これを擁護して議論を進めた。だからこそ、「負債らしさ」と「資本らしさ」を表現したいという思いと、貸方二区分という表現する際の仕組の相克、延いては情報開示の観点と利益計算の観点と

45) 当然だと考えているが、そうだからと言って必然だとまでは勿論考えてはいない。

の相克があり、これこそが混乱の原因と結論したわけである。しかし、「利益計算を行うならば、貸方は必ず二区分される」という主張にはどこか釈然としないものがある。利益計算を行いながらも貸方は二区分にならないのではないか。或いは貸方二区分を前提としない様な利益計算を想定することができるのではないか。「利益計算を行うならば、貸方は必ず二区分される」⁴⁶⁾。稿を改めてこの主張に挑戦したい。

参 考 文 献

[邦文献]

- 池田幸典 [2015]「負債・持分概念を巡る混乱——IASB「概念フレームワーク」プロジェクトおよび「持分の性質を有する金融商品」プロジェクトを中心に——」『愛知経営論集』第172巻、105-148頁。
- 笠井昭次 [2005]『現代会計論』慶應義塾大学出版会。
- 川村義則 [2004]「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』第23巻第2号、73-102頁。
- 徳賀芳弘 [2014]「負債と資本の区分」『会計基準のコンバージェンス』平松一夫・辻山栄子編、中央経済社、275-328頁。
- 友岡賛 [2012]『会计学原理』税務経理協会。
- 名越洋子 [2001]「株式発行による支払い義務にみる会計情報の諸問題——負債の定義の最高と自己株式の処理——」『明治大学社会科学研究所紀要』第40巻第1号、91-102頁。

[洋文献]

- Financial Accounting Standards Board [1982] Statement of Financial Accounting Concepts No.3, *Elements of Financial Statement*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社、1988年。)

- [1985] Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statement*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社、2002年。)
- [1990] Discussion Memorandum, *An Analysis of issues related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, FASB.
- [2000] Exposure Draft, *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, FASB.
- [2003] Statement of Financial Accounting Standard No.150, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, FASB.
- [2008] *Financial Instruments with Characteristics of Equity Comment Letter Summary*, FASB. (http://www.fasb.org/fi_characteristics_of_equity_cl_summary.pdf)
- [2009] *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, Board Meeting Handout, August 27.
- International Accounting Standards Board [2003] Revised International Accounting Standard No.32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, IASB.
- [2008a] Revised International Accounting Standard No.32, *Financial Instruments: Presentation*, IASB.
- [2008b] Discussion Paper, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, IASB.
- International Accounting Standards Committee [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC.
- [1995] International Accounting Standard No.32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, IASC.

[商学研究科後期博士課程]

46) これに関しては、「利益計算の貸方区分」という論考を用意している。